

令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度久留米市子どもの生活実態調査業務

2. 業務の目的

久留米市の子どもの貧困対策を推進するため、子どもやその保護者の生活実態を把握し、「(仮称)久留米市こども計画」や施策の検討に活用することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 調査の概要

(1) 調査対象

久留米市内の小学5年生(約3,000名)とその保護者(約3,000名)

久留米市内の中学2年生(約3,000名)とその保護者(約3,000名)

(2) 調査方法

郵送法

「小学生・中学生向け調査票」と「保護者向け調査票」を同封し郵送する。

「小学生・中学生向け調査票」を三つ折りにして封筒に入れたものと「保護者向け調査票」を同封した返信用封筒で回収する。

5. 業務の内容

(1) 調査票等の作成・印刷

①市が内容を定めた調査票、発送用封筒、返信用封筒を作成し、印刷すること。

②印刷原稿は、印刷原稿案を受託者が作成し、市が確認したうえで確定する。

③印刷数量は、調査に必要な部数とする。

(2) 調査票の発送

市が提供する調査対象者のデータを基に受託者にて宛名ラベルを作成し、発送用封筒に貼り付け、封入封緘のうえ、発送すること。郵送に要する封筒代及び郵送料などの費用は受託者が負担すること。

(3) 調査票の回収

回答の返送は、料金後納郵便とし、返送先は受託者とする。

返信に係る郵送料については、すべて委託料に含むものとする。また、回収率は50%程度と想定するが、想定と異なって差額が生じた場合についての清算は行わないものとする。

(4) 調査票のデータ入力、集計、分析

- ・得られた回答は、調査対象ごとに全調査項目を入力すること。
- ・データの集計にあたっては、調査票の種類ごと、項目ごとに実施し（単純集計）、全体像を明らかにすること。また、「小学生・中学生向け調査票」と「保護者向け調査票」の紐づけを行うこと。
- ・調査票の集計後、簡易的な分析を加えた中間報告を行うこと。
- ・クロス集計等の結果に基づいて基本分析及び考えられる要因や背景などの分析を行うこと。
- ・世帯の生活状況、保護者と児童の生活・意識等を比較し分析すること。
- ・国や前回調査との比較、分析すること。

(5) 報告書の作成

集計・分析等を行った結果に基づき、報告書（中間報告を含む）を作成すること。調査の概要、全体（又は項目ごと）が把握できる要約、集計結果、分析内容（問題点・課題等を含む）等を分かりやすく記載するとともに、世帯の生活状況を考慮した総括を論じること。また、集計結果の文章化にとどまらず、グラフ等を多用し、分析結果の数値を明示しながら、見やすさ、わかりやすさに配慮・工夫し、視覚に訴える内容にすること。

6. 業務の成果品

受託者は、業務に係る成果品として次に示すデータを市が指示する方式で納品するものとする。

| No | 内容等 | データ提出方法 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 調査票のデータを単純に入力したもの | 編集可能な原データ(Excel) |
| 2 | 単純集計・クロス集計、自由意見の集計 | 編集可能な原データ(Excel) |
| 3 | アンケート調査結果 中間報告書 | 編集可能な原データ(Excel等)・印刷用PDFファイル |
| 4 | アンケート調査結果 報告書 | 編集可能な原データ(Word・集計表及び図表についてはExcel)・印刷用PDFファイル |

※各原データ及び印刷用PDFデータは、電子メールまたはUSBメモリ、CD-R、DVD-Rのいずれかで提出し、市の確認をうけること。

7. 業務分担

本業務に関する市と受託者の役割分担は、次に示す通りとする。

| No. | 項目 | 分担 | 備考 |
|-----|-------------|-----|--------------|
| 1 | 調査項目の検討及び決定 | 市 | 調査項目は市が決定する。 |
| 2 | 調査票の印刷 | 受託者 | 市の校正を受けること |
| 3 | 発送用封筒の作成・印刷 | 受託者 | 市の校正を受けること |
| 4 | 返信用封筒の作成・印刷 | 受託者 | 市の校正を受けること |

| No. | 項目 | 分担 | 備考 |
|-----|-------------------------------|-------|-------------------------------|
| 5 | 対象者抽出 | 市 | |
| 6 | 宛名の表示、封入・封緘 | 受託者 | 印刷、ラベルシールの貼付等により封筒に宛名を表示すること。 |
| 7 | 郵便局手続き | 受託者 | 郵便料金受取人払申請は、受託者が行う。 |
| 8 | 発送 | 受託者 | 調査票の発送及び返送に係る費用は、受託者が負担する。 |
| 9 | 調査票の回収 | 受託者 | 調査票の回収、開封、整理を行うこと。 |
| 10 | 調査データ入力 | 受託者 | |
| 11 | 調査結果報告書に記載する設問、集計・分析項目の検討及び決定 | 市・受託者 | 受託者作成の案を基に市と協議を行った上で、市が決定する。 |
| 12 | 調査データの集計・分析 | 受託者 | |
| 13 | 調査結果中間報告書の作成 | 受託者 | |
| 14 | 調査結果報告書の作成 | 受託者 | |
| 15 | 成果品の納品 | 受託者 | (「6. 業務の成果品」参照) |

※上記に記載されていない業務については、必要に応じ双方協議のうえ分担を決めるものとする

8. 業務スケジュール（予定）

| | |
|-----------|----------------|
| 調査内容検討・決定 | 令和6年9月下旬～10月上旬 |
| 調査票等印刷 | 令和6年10月上旬 |
| 調査実施 | 令和6年10月中旬～下旬 |
| 集計・分析 | 令和6年11月～12月 |
| 中間報告 | 令和6年11月 |
| 報告書納品 | 令和7年2月 |

9. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合は、その限りでない。

10. 暴力団排除

受託者は、契約締結前に暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。

また、本業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れ等支障が生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。

11. 障害者差別解消に関すること

委託事業者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めること。

12. 資料等の貸与等

- (1) 本業務の遂行に資料が必要なときは、久留米市はこれを貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、紛失、滅失、盗難、汚損、破損等のないように取扱いに十分注意するものとし、不要になったときは速やかに返納すること。また、久留米市の許可なく第三者に公表または貸与してはならない。
- (3) 貸与する資料等は、受渡書（借用書）を交わしたうえで授受するものとし、運搬、保管及び利用に際しては、慎重に取り扱うこと。

13. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令・規則等を遵守すること。
- (2) 本業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し「久留米市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人の権利、利益を侵害してはならない。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者へ漏えいしてはならない。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。
- (5) 本業務を双方で確認しながら進行するため、業務工程の確認時、調査票の作成時、データの入力・集計時、分析・報告書の作成時、その他必要に応じて、適宜、協議・打合せを行うこと。
- (6) 久留米市との打合せ等に係る交通費等の一切の経費および資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含むものとする。
- (7) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。